

政務活動費の交付の方法等の異動

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第2項の規定により会派異動届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公示します。

令和7年9月25日

神奈川県議会議長 長田 進治

会派の名称	異動事項	新	旧
日本維新の会 神奈川県議会 議員団	政務活動費の 交付の方法	議員に交付する 方法	会派及び議員に交付 する方法 会派に交付する額 (1人当たりの月 額) 20,000円 議員に交付する額 (1人当たりの月 額) 510,000円